

那珂市立芳野小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

ア いじめについての基本的な認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動において「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、いじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題である。

イ いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念の下いじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識の下、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

2 学校経営の基本方針に基づいたいじめ防止等の基本となる事項

<学校経営の基本方針>

- I 一人一人を生かした元気な学校づくり
- II 夢をもち、健康な心と体を育む学校づくり
- III 地域に愛され、信頼される学校づくり

<学校経営における努力事項>

(1) 一人一人の児童の「確かな学力」の定着に努める。

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得及び学力の向上
- 「分かる授業」の展開と自ら学び考える児童の育成
- 教科等における授業研究を核とした指導方法の工夫改善
- T T等を活用した個に応じた指導の工夫改善
- 家庭学習の習慣化（学年×10+10分）

(2) 心豊かで将来への夢を育む児童の育成に努める。

- 道徳の授業を要としての心の教育の充実と豊かな体験活動の充実
- 夢を育む特別活動，福祉・勤労教育の推進
- 縦割り班活動の推進
- 全校での読書活動の推進（50冊達成 100%）

(3) 安全・安心な学校づくりに努める。

- いじめの根絶と体罰によらない教育の充実（発生時の早期解決 100%，体罰0）
- 外遊びの奨励，「芳野タイム」の充実
- 保健・安全指導の充実
- 食育の推進（朝食摂取率 100%）
- 学校保健委員会の活性化
- 体育の授業の充実（体力テストA+B 60%）

(4) 教職員の資質能力の向上に努める。

- 参加型の校内研修による教職員の資質能力の向上と組織の活性化
- 多様な形態の学校評価の実施と結果の公表及び改善
- 人材育成及び学校運営に生かす教員評価と新人事評価の実施

(5) 家庭・地域社会との連携を深めた学校づくりに努める。

- 小中一貫教育の推進
- 幼稚園や地域の人々との積極的な交流
- 学校便りやHPを活用した積極的な情報公開
- S VやG Tの積極的な活用

3 いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

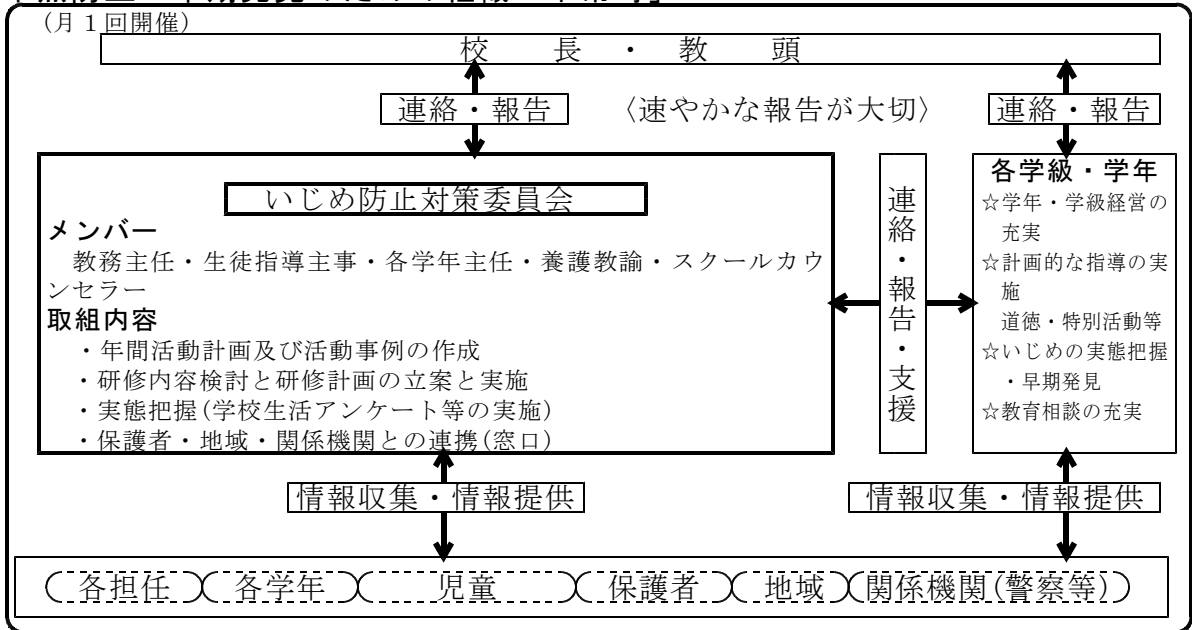
以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

(1) 学校におけるいじめ未然防止等の対策のための組織

ア いじめ防止対策委員会

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー等からなる，いじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会を設置し，必要に応じて委員会を開催する。

◆未然防止・早期発見のための組織「平常時」



イ 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(2) いじめ未然防止のための取組

ア 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、学校生活アンケート等を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

イ 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

ウ 相談体制の整備

- 学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察の共通点及び相違点等を職員研修において共通理解を図る。
- 定期的な学校生活アンケート後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- スクールカウンセラーや青少年相談員、養護教諭と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

エ 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

オ インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、モラル教育を充実し迅速に対応する。

カ 学校相互間や家庭・地域との連携協力体制の整備

- 第三中学校や幼稚園、保育所等と情報交換や交流学习を行う。

- 学校評議員会や民生委員・児童委員との懇談会等を活用し、地域との連携による情報交換や取組への理解啓発を行う。

4 いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市教育委員会や教育支援センター等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 定期的な学校生活アンケート等の実施

定期的に、学校生活アンケート等を実施する。また、学校生活アンケート等を基に、一人一人の児童と教育相談を行い、思いを汲み取る。

(3) ノート・日記指導

休み時間や放課後等の児童の様子に目を配ったり、ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

措置アンケート、児童の訴えや保護者等からの情報提供があった場合、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、次の内容について確認し複数の職員で対応に当たる。

(1) いじめ防止対策委員会を開催し、指導内容、指導過程等について協議及び全職員への事実の周知

(2) 事実確認の徹底

- ア いじめを受けた児童からの聞き取り
- イ いじめを受けた児童からの聞き取りに基づいた事実確認
- ウ いじめを行った該当児童への聞き取り

(3) 事実確認後の報告

- ア いじめを受けた児童、いじめを行った児童からの聞き取った内容についての確認及び保護者への報告内容、指導内容について協議
- イ いじめを受けた児童の保護者への事実確認の報告及び今後の支援体制の連絡
- ウ いじめを行った児童の保護者への事実確認の報告及び今後の指導内容の連絡

(4) 今後の指導内容

- ア いじめを受けた児童への支援内容、支援体制の確認

- イ いじめを受けた児童の保護者への上記「5(2)ア」の説明と今後の協力依頼
- ウ いじめを行った児童への指導内容，指導体制の確認
- エ いじめを行った児童の保護者への上記「5(2)ウ」の説明と今後の協力依頼

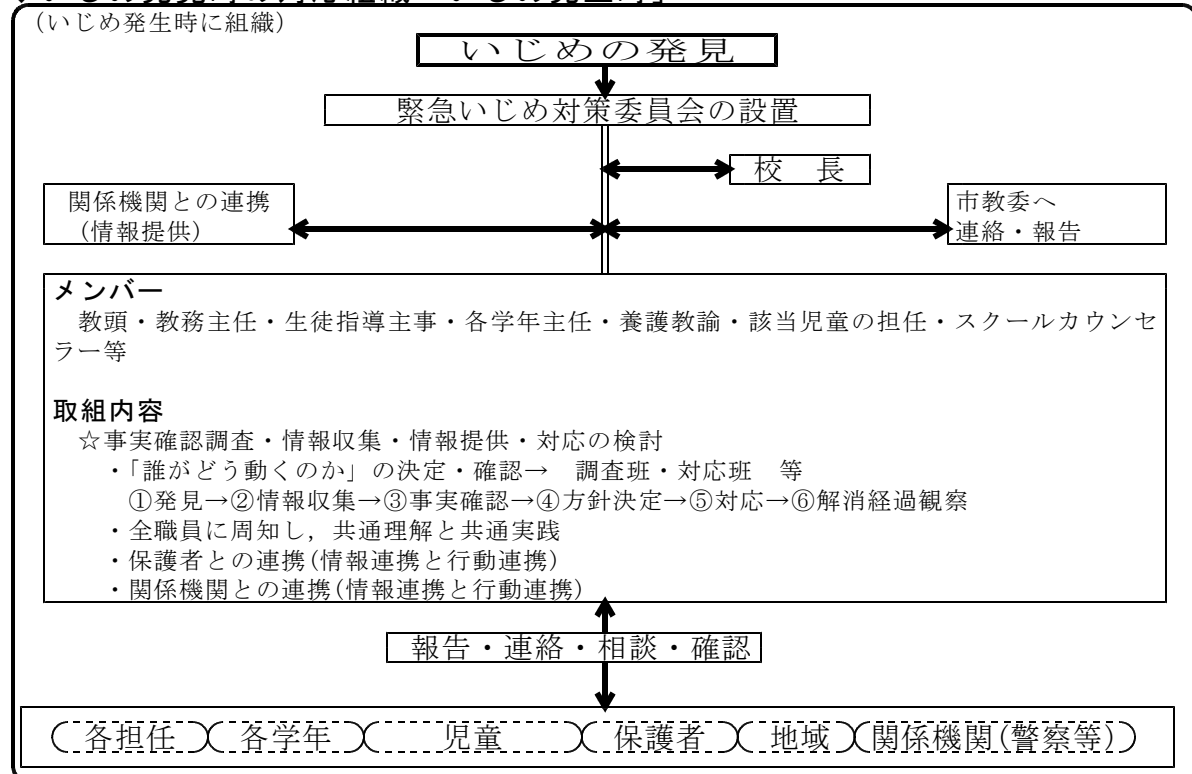
(5) いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応

- ア いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認
- イ 今後のいじめ防止に係る取組内容，指導内容・体制の検討
- ウ 改めて「いじめは絶対にしてはいけないこと」を全児童，全職員へ周知

(6) 那珂市教育委員会（以下，市教委）への報告

上記(1)から(5)について，適時に報告をする。

◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」



6 いじめ発生における重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

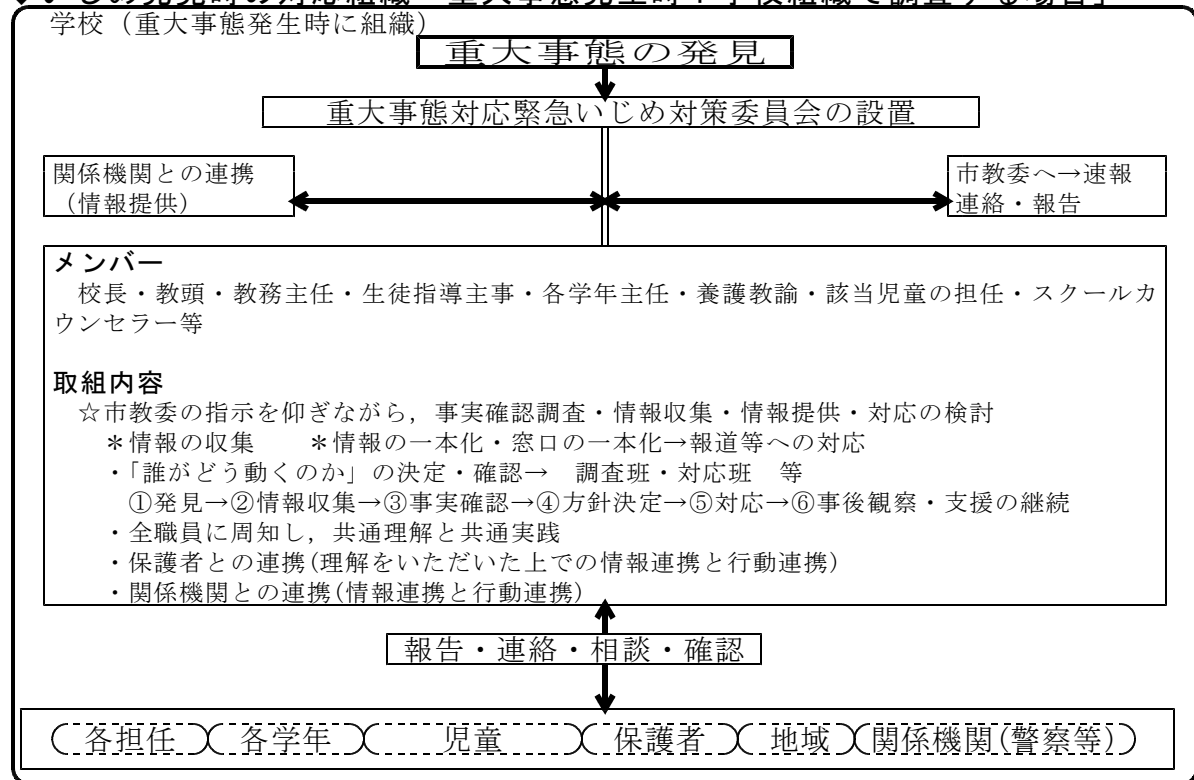
- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 児童が精神的な疾患を発生した場合
- ウ 児童が重大な危害（暴行，傷害，金銭等の強要等）を加えられた場合

(2) 重大事態発生時の対応

- ア 原則，上記「5(2)」のとおり対応
 - ※上記「5(2)イ」に学校全体で児童及び保護者対象に「アンケート調査」を実施する場合有。
- イ 市教委への報告及び指導についての協力依頼
- ウ 市教委からの指導に基づいた対応
 - (ア) いじめの事実確認に係る調査方法
 - (イ) 校内の指導体制の確認
 - (ウ) 当該保護者への説明内容の確認
 - (エ) マスコミ，PTA，地域の対応方法

- (オ) 関係機関（警察署，児童相談所等）への連絡
- (3) その他
 - ・スクールカウンセラー等を活用した当該児童以外の児童への心のケア体制の整備

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」



7 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，次の2点を学校評価の項目に加え，適正に自校の取組を評価する。さらに，次年度の取組に生かす。

- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・いじめの早期発見・対応に関する取組について